

人材派遣規制許可を目的とした一連の法改正で新たに盛り込まれた罰則

- ◆ 当局の査察受入拒否（連邦労働法改正第 1004-A 条）
⇒測定更新単位（UMA、2021 年：89.62 ペソ、約 480 円、1 ペソ＝約 5.4 円）の 250～5,000 倍の罰金
- ◆ 違法な人材派遣サービスの提供、あるいは同サービスの享受（連邦労働法改正第 1004-C 条）
⇒UMA の 2,000～5 万倍の罰金
- ◆ 専門サービス・工事請負業者の情報提出義務違反（社会保険法改正第 304 A および 304 B 条）
⇒UMA（2021 年：89.62 ペソ）の 500～2,000 倍の罰金
- ◆ 専門サービス・工事請負業者の派遣先への情報提供義務違反（連邦税務総則法（CFF）改正第 81 条 XLV および第 82 条 XLI）
⇒15～30 万ペソの罰金
- ◆ 専門サービス・工事請負業者を装った違法な人材派遣業務の提供及び利用（脱税行為とみなされる）（CFF 改正第 108 条）
⇒脱税額が 173 万 4,280 ペソ以下の場合：3 カ月～2 年の禁錮刑
⇒脱税額が 173 万 4,280 ペソ超 260 万 1,410 ペソ以下の場合：2～5 年の禁錮刑
⇒脱税額が 260 万 1,410 ペソ超の場合：3～9 年の禁錮刑
⇒脱税額が計算できない場合：3 カ月～6 年の禁錮刑

以 上